

おむつ支給事業について

富山市役所 長寿福祉課
電話 443-2062

要介護認定の要介護2以上の高齢者等を抱える家庭に対し、介護者の労苦の軽減を図ることを目的とし、介護に必要なおむつを支給します。

対象者

以下、すべてに該当する方が対象です。

- 在宅で要介護認定の要介護2以上又は2歳以上の身体障害者手帳1，2級、療育手帳Aを所持する方。
- 常時おむつを必要とする方。
- 世帯全員の前年分合計所得金額の合計が1，000万円未満の方。

支給方法

おむつ引換券

(おむつ引換券取扱店舗でおむつ製品と引換えることができます。)

※おむつの宅配専門店あり。

支給金額

市町村民税非課税世帯	月額4,000円
市町村民税課税世帯	月額3,000円

申請方法

申請のあった翌月分から支給です。

申請書には民生委員または地域包括支援センターの証明が必要です。

(障害者で60歳未満の場合は、民生委員の証明が必要です。)

更新

毎年受給資格を確認します。3月末に更新申請書を郵送しますので、更新手続きを行ってください。

(更新手続きがなされない場合、7月分以降のおむつ支給は停止となります。)

その他

おむつ引換券は3か月ずつ郵送します。表示してある月のみご利用できます。

入院等の場合は入院した月まで、退院等の場合は退院した翌月分から支給します。

(入退院等の場合は、長寿福祉課まで連絡をお願いします。)